

愛知産業大学工業高等学校 部活動指導ガイドライン

1. 部活動ガイドライン作成の趣旨

部活動は学校教育の一環と位置付けて行われており、活動を通じて体力や技術の向上のみならず異年齢との交流、生徒間はもちろん生徒と教師間の好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、自主性、協調性、責任感、自己肯定感、連帯感を育むことを目標としている。これら生徒が活動する上で心身の健康は元より、より安全に、安心して活動できる環境を整えるためのガイドラインを策定する。

2. 適切な運営体制

部活動顧問は運営方針と以下の活動計画を作成し、学校長の許可を得る。また、学校長はこれを学校ホームページに掲載し公表する。

- ① 部活動の運営方針・・・活動を通しての目的や目標、最終到達点等の設定。生徒の生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動の展開。
- ② 年間活動計画・・・練習日数と休養日を設定する。各種大会やコンクール等への参加・出場については主催者やその意義を考慮し、可能な限り精選する。
- ③ 月間活動計画・・・活動日時、場所、休養日、実施内容を計画する。

2-1 活動と休養

- ① 原則週当たり2日以上以上の休養日を設ける。休養日に大会などに参加した場合は他日に振り替える。
- ② 定期試験前中の活動については事前に学校長の許可を得る。定期試験中は原則禁止とする。
- ③ 1日の活動時間を平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とし、効率的、効果的な活動とする。大会等への参加により活動時間が長くなる場合は、生徒の健康状態に十分留意する。
- ④ 始業前の活動については、生徒の通学に要する時間等を考慮し、補助的で最小限の活動内容とする。

2-2 指導者

- ① 部活動顧問は定期的に研修、指導の質向上に関する取り組みを行う。
- ② 部活動顧問の教員だけで運営・指導を担うのではなく、学校全体で部活動の目標、指導内容等の情報を共有し、学校生活全般を通して適切な指導や指示を行う。
- ③ 指導者による体罰、暴言、ハラスメント根絶の徹底を図る。（*1参照）
- ④ 年間計画は、一年間を試合期、充実期、休息期に分けて計画し、活動目標、指導方針、指導内容を充実させる。
- ⑤ 最新の研究成果を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れた指導を行う。

2-3 外部指導者

- ① 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるために、必要に応じて専門的な知識・技術を有する外部指導者の指導・助言等の協力を得る。
- ② 外部指導者に対しては、部活動の運営方針等について十分に理解を得たうえで、適切な指導に当たるよう働きかける。

2-4 安全の確保

- ③ 生徒の能力の限界、心身への影響などについて、十分な知識と技術を持っていないことを前提として無理のない練習を考える。
- ④ 生徒の体調、施設・設備・用具等の定期的な安全確認、熱中症予防対策等を行う。
- ⑤ 事故が発生した場合は教頭（管理職）に報告するとともに保護者に連絡を入れる。また、怪我等については病状に応じて応急処置・通院・救急搬送など適切な処置を行う。

2-5 大会・遠征・合宿

- ① 大会、遠征、練習試合、合宿参加は年間計画に基づいて行い、日頃の活動の成果を最大限発揮できるものとなるようにする。
- ② 生徒の健康面はもちろんのこと、経済的負担についても考慮した活動を実施する。
- ③ 大会・遠征などに参加及び実施する場合は、許可願などの必要書類を提出し、学校長の許可を得る。
- ④ 大会・遠征などの参加及び実施後は速やかに報告書を提出する。また、保護者宛の収支決算書を提出する。

3. 運営費用

- ① 部活動予算は生徒会会則に則り適切に運用する。
- ② 各部における部費集金は徴収の目的を明確にし、生徒、保護者の負担にならないようにする。また、集金に際しては保護者宛文書を配布し、年度末に会計報告書を保護者と学校長に提出する。
- ③ 運営費用による集金は積み立てを行わず、その都度集金、精算、会計報告を行う。

4. その他

- ① 活動後は不要な居残りがないように努め、顧問が生徒全員の退出を必ず確認する。
- ② 顧問は担任や保護者と連絡を密にし、学習活動や学習成績を含め、学校生活全般に亘り生徒の状況を把握し、その成長を促すように努める。
- ③ 活動場所及び部室の管理清掃を徹底し、日頃より安全で清潔な場とする。
- ④ 顧問は生徒、保護者との連絡を緊密に行い、相互信頼のもと部活動の運営に努める。

* 1 体罰根絶全国共通ルール (公財) 全国高等学校体育連盟
(1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする（選抜大会含む）
イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
(2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。